

全建事発第 035 号
令和 2 年 5 月 27 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公 印 省 略〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 25 日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある、三つの密の回避など、感染拡大を予防する新しい生活様式を社会経済全体に定着させること等が重要であるとされていることなどを踏まえ、引き続き適切な対応をお願いする旨、国土交通省より通知がありました。

また、地方公共団体宛における工事等の一時中止措置等及び国土交通省直轄事業における対応について、それぞれ別添 1 及び別添 2 のとおり参考送付がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・ 国土交通省通知文（事務連絡）
- ・ 別添 1 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（地方公共団体宛）
- ・ 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（国土交通省直轄事業）

（担当）事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp